国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領

平成27年2月27日

令和８年４月１日　一部改正

厚生労働大臣決定

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領【目次】

第1　訂正請求の事務手続 1
　1　訂正請求の受付 1
　　（1）　訂正請求の受付 1
　　（2）　事案の送付等 1
　　（3）　地方厚生局における事案の受付等 2
　2　訂正請求の内容の調査及び審査 2
　　（1）　事前審査 2
　　（2）　調査 2
　　（3）　審査 2
　3　地方審議会への諮問 2
　　（1）　諮問 2
　　（2）　答申 2
　4　訂正請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡 2
　　（1）　訂正請求に関する処分 2
　　（2）　請求者等への通知 3
　　（3）　事業主への連絡 3

第2　原簿記録の訂正処理 3
　1　訂正決定に基づく訂正処理等 3
　　（1）訂正処理 3
　　（2）請求者等への通知 3
　　（3）受給権者に係る事案の取扱い 3
　2　日本年金機構における訂正処理 3
　　（1）　日本年金機構段階において訂正処理を行う事案 3
　　（2）　訂正処理 3
　　（3）　請求者等への通知 3
　　（4）受給権者に係る事案の取扱い 3

第3　その他の事務 4
　1　請求の取下げに関する事務 4
　2　請求者が補正に応じない場合に関する事務 4
　3　訂正請求処理の終了に関する事務 4

第4　標準処理期間 4
　1　日本年金機構における標準処理期間 4
　2　地方厚生局における標準処理期間 4

〔別紙1〕　訂正請求をすることができる者 5

〔別紙2〕　訂正請求の対象となる記録 9

〔別紙3〕　地方厚生局における調査事項 11

年金記録の訂正に関する事務取扱要領様式 15

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針（平成 27 年厚生労働省告示第 42 号。以下「基本方針」という。）の「第2　原簿の訂正手続」の5の規定に基づき、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条の4又は厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 28 条の4に規定する厚生労働大臣の権限を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任する場合における事務取扱要領を次のように定める。

第1　訂正請求の事務手続

1　訂正請求の受付

（1）　訂正請求の受付

ア　国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は、「年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書」（様式第1号の1～4。以下「請求書」という。）により行い、日本年金機構で受け付ける。

イ　日本年金機構は、受け付けた請求書について、以下の書類が添付されているかどうかを確認し、不足がある場合は請求者に提出を求める。

（ア）　請求期間における保険料の納付状況、勤務の状況その他の事実を記載した書類（様式第2号の1～3）。ただし、（イ）の場合を除く。

（イ）　厚生年金保険に関する事案のうち、事業主が従業員から保険料を控除しながら、保険料の納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する従業員又は従業員であった者からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われた場合は、当該訂正請求の概要について当該事業所が記載した書類（様式第3号）

（ウ）　被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）が死亡した場合においては、以下に掲げるいずれかの書類

ⅰ　請求者が被保険者等の死亡に伴う未支給の年金の決定又は遺族基礎・厚生年金等の受給権者である場合には、その旨を証明することができる未支給年金支給決定通知書又は遺族基礎・厚生年金等の年金証書の写し等受給権者であることを証する書類（これらの書類を添付することができない場合は、その事由書（様式第4号））

ⅱ　ⅰ以外の場合は、以下に掲げる書類

（ⅰ）　死亡した被保険者等と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）

（ⅱ）　（ⅰ）に加え、請求者が死亡した被保険者等と事実上の婚姻関係の事情にあった場合は、その事実を証する書類

ウ　日本年金機構は、受け付けた事案（請求書を単位とした個別の訂正請求をいう。以下同じ。）について、請求者が別紙1に掲げる請求者適格を有しているかどうかを確認し、事案に係る参考資料を収集する。

（2）　事案の送付等

ア　事案の送付

日本年金機構は、受け付けた事案（第2の2（1）に掲げる事案を除く。）について、日本年金機構が収集した参考資料を添付して、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）へ送付する。

イ 請求者への通知

日本年金機構は、事案を地方厚生局へ送付したときは、速やかにその旨を請求者に通知する。

（3） 地方厚生局における事案の受付等

ア 事案の受付

地方厚生局は、日本年金機構から事案が送付されたときは、これを受け付ける。

イ 地方厚生局の管轄

地方厚生局は、管轄区域内に所在する年金事務所が受理した事案について処理する。

2 訂正請求の内容の調査及び審査

（1） 事前審査

地方厚生局は、受け付けた事案について、第2の2（1）の日本年金機構段階において訂正処理を行う事案又は訂正請求を却下すべき事案に該当しないかどうかを審査する。

なお、訂正請求を却下すべき事案は、以下に掲げる場合のいずれかに該当する事案とする。

ア 請求者が別紙1に掲げる請求者適格を有していない場合

イ 訂正請求の対象記録が別紙2に掲げる事項ではない場合

（2） 調査

ア 資料の収集

地方厚生局は、別紙3に掲げる調査事項を踏まえつつ、事案の審査に資する関連資料及び周辺事情について、市町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合、事業主等から幅広く収集する。

イ 請求者等からの聴取

地方厚生局は、事案に係る保険料の納付の状況、生活状況、勤務状況等について、請求者、請求者の配偶者若しくは親族又は請求者の同僚、事業主等の関係者から聴取する。

（3） 審査

地方厚生局は、収集した資料及び関係者から聴取した事項から、基本方針並びに認定基準及び認定要領に基づき、請求に理由があるかどうかを審査する。

3 地方審議会への諮問

（1） 諮問

地方厚生局は、年金記録の訂正をする旨の決定若しくはしない旨の決定又は訂正請求の却下（以下「訂正請求に関する処分」という。）をしようとするときは、「諮問書」（様式第5号）に訂正請求に関する処分案（様式第6号）、請求書、添付書類及び参考資料を添付して、地方厚生局（地方厚生支局を除く。）に置かれる政令で定める審議会（以下「地方審議会」という。）に諮問しなければならない。

地方審議会が開催されるときは、地方厚生局は地方審議会に出席し、事案の概要、地方厚生局における審査の結果及びその理由を述べ、地方審議会の委員の質問に対し回答する。

（2） 答申

地方厚生局は、地方審議会から地方厚生局の諮問に対する答申を受ける。

4 訂正請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡

（1） 訂正請求に関する処分

地方厚生局は、地方審議会の答申に基づき、訂正請求に関する処分を行う。

（2） 請求者等への通知

地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行ったときは、当該処分に応じて、「年金記録に係る訂正決定通知書」（様式第7号）、「年金記録に係る不訂正決定通知書」（様式第8号）、「年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書」（様式第9号）又は「年金記録の訂正に係る却下通知書」（様式第10号）に答申書（参考資料）の写しを添付して、速やかに請求者及び日本年金機構へ通知する。

（3） 事業主への連絡

年金記録の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をした厚生年金保険の事案については、地方厚生局は、当該事案の請求者の同意を得て、請求者の年金記録を訂正する旨を当該事案に係る事業主に連絡する。

第2 原簿記録の訂正処理

1 訂正決定に基づく訂正処理等

（1） 訂正処理

日本年金機構は、地方厚生局から訂正決定の通知を受けたときは、速やかに年金記録の訂正処理を行う。

（2） 請求者等への通知

日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行ったときは、速やかにその旨を請求者及び当該事案に係る事業主（厚生年金保険の事案に係る訂正処理を行った場合に限る。）並びに地方厚生局に通知する。

（3） 受給権者に係る事案の取扱い

訂正決定した事案の請求者が年金給付の受給権者（裁定を受けている者に限る。）である場合は、日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行った後、当該請求者に対して再裁定に係る承諾書の提出を求め、再裁定処理を行う。

2 日本年金機構における訂正処理

（1） 日本年金機構段階において訂正処理を行う事案

日本年金機構は、事案が基本方針第4に規定する別に定める基準又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第151号）第1条若しくは第22条に規定する場合に該当し、かつ、当該事案がこれらの場合に該当するときは当該事案に係る請求を取り下げることに請求者が同意している場合は、当該事案に係る請求書等は地方厚生局に送付しない。

（2） 訂正処理

日本年金機構は、受け付けた事案が（1）に該当する場合は、日本年金機構において年金記録の訂正処理を行う。

（3） 請求者等への通知

日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行ったときは、速やかにその旨を請求者及び当該事案に係る事業主（厚生年金保険の事案に係る訂正処理を行った場合に限る。）並びに地方厚生局に通知する。

（4） 受給権者に係る事案の取扱い

日本年金機構は、（2）により年金記録の訂正処理を行った場合は、1（3）に準じて再裁定処理を行う。

第3 その他の事務

1 請求の取下げに関する事務

訂正請求の取下げは、地方厚生局又は日本年金機構で受け付ける。

なお、訂正請求の取下げが日本年金機構に申し立てられたときは、日本年金機構は速やかに地方厚生局に連絡する。

2 請求者が補正に応じない場合に関する事務

地方厚生局又は日本年金機構が、請求者に対し形式的な補正又は訂正請求の内容の補正を求めた場合で、請求者が補正期限までに当該補正を行わない場合であって、当該補正がなければ訂正請求に理由があると認めることができないときは、地方厚生局は、地方審議会に諮問した上で、当該事案について年金記録の訂正をしない旨の決定を行う。

3 訂正請求処理の終了に関する事務

地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行う前に請求者の死亡を確認したときは、当該請求者に係る訂正請求処理を終了する。

その際、地方厚生局は、当該請求者の遺族等に対し、当該請求者に係る訂正請求処理を終了する旨を伝えるとともに、別紙1に掲げる請求者適格を有している遺族等が訂正請求をできること、当該遺族等が訂正請求した場合は、当該請求者に係る訂正請求の調査審議を受け継いで処理することを説明する。

第4 標準処理期間

訂正請求に係る事務の標準処理期間（行政手続法（平成5年 11 月法律第 88 号）第6条に規定する期間）については、以下のとおりとする。

1 日本年金機構における標準処理期間

ア 日本年金機構において行う第1の1（1）及び（2）に係る事務の標準処理期間は、40 日とする。

イ 日本年金機構において行う第2の1に係る事務の標準処理期間は、25 日とする。

2 地方厚生局における標準処理期間

地方厚生局において行う第1の1（3）から第1の4までに係る事務の標準処理期間は、103 日とする（地方審議会における審議の期間を含む。）。

〔別紙1〕 訂正請求をすることができる者

訂正請求をすることができる者は、以下のとおりである。

なお、請求者が被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）の決定又は遺族年金等（保険給付）を受けていないが、以下に掲げる遺族の範囲の者に該当することが確認できる場合は、当該請求者は訂正請求をすることができる者とする。

○ 被保険者等が生存している場合

● 国民年金若しくは厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者 ● 厚生年金保険法第 78 条の6第3項又は第 78 条の14第4項の規定により、請求者の被保険者期間であったものとみなされた離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者 ● 昭和 60 年改正法[1] による改正前の国民年金又は厚生年金保険の被保険者であった者 ● 厚生年金保険に統合された旧船員保険、旧三公社共済（JR、JT、NTT）[2] 又は旧農林共済[3] の被保険者（組合員）であった者	被保険者等本人

○ 被保険者等が死亡している場合

● 被保険者等の死亡に伴う国民年金又は厚生年金保険（旧船員保険、旧三公社共済及び旧農林共済を含む。）の未支給の年金（保険給付）の支給を請求することができる以下の者

[国民年金] 被保険者等が死亡した時期に応じて、未支給の年金の支給を請求できる右欄に掲げる者 注 未支給の年金には、脱退一時金や特別一時金（昭和 60 年改正法附則第 94 条）を含む。	昭和 34 年 11 月 ～ 昭和 36 年 3 月	母子年金又は遺児年金を受けることができる妻又は子
	昭和 36 年 4 月 ～ 平成 26 年 3 月	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
	平成 26 年 4 月～	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族
[厚生年金保険] 被保険者等が死亡した時期に応じて、未支給の保険給付の支給を請求できる右欄に掲げる者 注 未支給の保険給付には、脱退一時金を含む。	昭和 29 年 5 月～ 昭和 36 年 3 月	死亡した被保険者等の配偶者又は子
	昭和 36 年 4 月 ～ 平成 26 年 3 月	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
	平成 26 年 4 月～	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族

<table>
<tr><td>［旧船員保険］
旧船保法[4]又は廃止前の通算年金通則法による旧船保法の未支給の保険給付の支給を請求することができる右欄に掲げる者</td><td>旧船保法により請求することができる者</td><td>死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は被保険者等によって生計を維持されていた者</td></tr>
<tr><td></td><td>廃止前の通算年金通則法により請求することができる者</td><td>死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹</td></tr>
<tr><td>［旧三公社共済］
国家公務員等共済組合法又は廃止前の通算年金通則法により国家公務員等共済組合法の未支給の給付の支給を請求することができる右欄に掲げる者

注　未支給の給付は、旧三公社共済の組合員であった期間に係るものに限る。</td><td>国家公務員共済組合法により請求することができる者</td><td>死亡した組合員又は組合員であった者（以下「組合員等」という。）の配偶者、子、父母、孫若しくは祖父母又は相続人</td></tr>
<tr><td></td><td>廃止前の通算年金通則法により請求することができる者</td><td>死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹</td></tr>
<tr><td>［旧農林共済］
廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の未支給の給付の支給を請求することができる右欄に掲げる者</td><td colspan="2">死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫若しくは祖父母又は相続人

注　被保険者等が昭和39年9月以前に死亡した場合には、相続人は対象とならない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 被保険者等の死亡に伴う国民年金又は厚生年金保険（旧船員保険、旧三公社共済及び旧農林共済を含む。）の遺族年金等の給付を受けることができる以下の者</td></tr>
<tr><td>［国民年金］
右欄の給付を受けることができる当該区分に掲げる者</td><td>遺族基礎年金</td><td>死亡した被保険者等の配偶者又は子</td></tr>
<tr><td></td><td>寡婦年金</td><td>死亡した被保険者等の妻</td></tr>
<tr><td></td><td>死亡一時金</td><td>死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹</td></tr>
<tr><td></td><td>旧国年法[5]の遺児年金</td><td>死亡した被保険者等の子</td></tr>
<tr><td>［厚生年金保険］
右欄の給付を受けることができる当該区分に掲げる者</td><td>• 遺族厚生年金
• 旧厚年法[6]の遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金
• 旧々厚年法[7]の遺族年金</td><td>死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母</td></tr>
<tr><td></td><td>旧々厚年法の寡婦年金</td><td>死亡した被保険者等の妻</td></tr>
</table>

		旧々厚年法のかん夫年金	死亡した被保険者等の夫
		旧々厚年法の遺児年金	死亡した被保険者等の子
	［旧船員保険］ 右欄の給付を受けることができる当該区分に掲げる者	旧船保法の遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母 注　被保険者等の死亡の時期が昭和20年3月以前の場合は、配偶者、直系卑属又は直系尊属
		昭和 37 年改正法[8] による改正前の寡婦年金	死亡した被保険者等の妻
		昭和 37 年改正法による改正前のかん夫年金	死亡した被保険者等の夫
		昭和 37 年改正法による改正前の遺児年金	死亡した被保険者等の子
	［旧三公社共済］ 国家公務員等共済組合法の遺族共済年金又は昭和60年国共済改正法[9]による改正前の国家公務員共済等組合法の遺族年金若しくは通算遺族年金を受けることができる右欄に掲げる者 注　遺族年金等の給付は、旧三公社共済の組合員であった期間に係るものに限る。	死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母	
	［旧農林共済］ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の遺族共済年金又は昭和 60 年農林共済改正法[10] による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の遺族年金若しくは通算遺族年金を受けることができる右欄に掲げる者 注　旧農林共済の存続組合が給付する特例遺族農林年金など厚生年金保険を管掌する政府が支給しない保険給付を受けることができる者を除く。	死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母	

1 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律 34 号）
2 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合
3 農林漁業団体職員共済組合
4 昭和 60 年改正法による改正前の船員保険法
5 昭和 60 年改正法による改正前の国民年金法
6 昭和 60 年改正法による改正前の厚生年金保険法
7 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）により全部改正される前の厚生年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）
8 船員保険法の一部を改正する法律（昭和 37 年法律第 58 号）
9 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）
10 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 107 号）

〔別紙2〕 訂正請求の対象となる記録

訂正請求の対象となる記録は、以下のとおりである。

○ 国民年金原簿の記録（国民年金法第 14 条の2第1項及び国民年金法施行規則第 15 条の2に定める事項）

訂正請求の対象記録
被保険者の資格の取得及び喪失
種別の変更
保険料の納付状況
保険料の免除に関する事項（納付猶予に関する事項を含む）
給付に関する事項 ①請求者が受給する年金給付の受給権の存否や給付額の決定に影響を与える事項 ②給付に関する事実として記録される事項 ③給付に関する処分により記録内容が決定される事項

○ 厚生年金保険原簿の記録（厚生年金保険法第 28 条の2第1項及び厚生年金保険法施行規則第 11 条に定める事項）

訂正請求の対象記録
被保険者の資格の取得及び喪失の年月日
標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）
被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別
賞与の支払年月日
保険給付に関する事項 ①請求者が受給する保険給付の受給権の存否や保険給付額の決定に影響を与える事項 ②保険給付に関する事実として記録される事項 ③保険給付に関する処分により記録内容が決定される事項
離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間（以下「みなし被保険者期間」という。）
みなし被保険者期間に係る標準報酬
みなし被保険者期間に係る保険給付に関する事項 ①請求者が受給する保険給付の受給権の存否や保険給付額の決定に影響を与える事項 ②保険給付に関する事実として記録される事項 ③保険給付に関する処分により記録内容が決定される事項

〔別紙3〕 地方厚生局における調査事項

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案の内容に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうち一部を省略できる場合もある。

国　民　年　金			
調　査　対　象		調　査　事　項	
		聴取及び確認事項の例	収集資料の例
1	請求者	• 請求に至った経緯、請求期間の保険料の納付状況等（納付時期、場所、方法、金額、一緒に納付していたとする者の有無等） • 国民年金の加入及び納付状況（加入の契機、加入手続の状況、請求期間以外の保険料の納付状況） • 請求期間当時の生活状況、請求を裏付ける証言を得られる関係者の有無等	• 国民年金手帳及び年金手帳 • 預貯金通帳等 • 確定申告書（控）等税務関係資料 • 領収証書及び預かり証（請求期間以外のものも含む） • 家計簿等 • 日記及びメモ
2	配偶者、親族、知人等	• 請求者の納付状況、請求期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等	―――
3	市町村	• 請求期間当時の事務取扱等（支所設置時期、納付書による収納開始時期、窓口収納の有無、口座振替納付の開始時期、過年度納付書の設置の有無、庁内金融機関での保険料納付の可否等） • 国民健康保険の加入及び納付状況	• 被保険者名簿等 • 戸籍謄本、住民票等 • 課税証明書等地方税関係資料 • 広報誌等
4	集金人、自治会の役員等	• 請求者の納付状況、当時の集金実態等	• 集金簿、集金ノート、集金袋等
5	日本年金機構	• 請求期間当時の事務取扱等	• オンライン記録 • 国民年金手帳記号番号払出簿 • 特殊台帳等
6	総務省管区行政評価局等	• 第三者委員会の類似先例等の有無 • 訂正請求の請求期間と近接する時期の同じ旧社会保険事務所（年金事務所）又は市町村における第三者委員会への類似申立ての有無	• 過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料

7	税務署	• 請求期間の保険料の納付状況	• 確定申告書等
8	金融機関	• 請求期間の保険料の納付状況 • 請求期間当時の事務取扱等（市町村収納機関となった時期、国庫金収納が可能になった時期、集金人が保険料を預かっていたか等）	• 預金取引明細 • 口座振替依頼書の控え等

厚 生 年 金 保 険 （脱退手当金を除く。）			
調 査 対 象		調 査 事 項	
		聴取及び確認事項の例	収集資料の例
1	請求者	• 請求に至った経緯、訂正期間当時の勤務実態（業務内容、勤務形態、入退社の時期等）及び保険料控除の状況 • 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況 • 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、訂正期間当時の状況に関する供述を得られる同僚の有無等	• 給与明細書 • 源泉徴収票 • 確定申告書（控）等税務関係資料 • 預貯金通帳 • 人事異動通知書 • 社史、社内報等
2	事業主等	• 請求者の勤務実態及び保険料控除の有無 • 請求者に係る保険料納付及び届出の有無 • 請求期間当時の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、厚生年金保険への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等	• 人事記録、在籍証明書 • 賃金台帳、源泉徴収簿 • 源泉徴収票（控） • 社史、社内報等
3	同僚等	• 請求者の勤務実態及び厚生年金への加入状況 • 請求期間当時の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、給与の支給実態等	• 給与明細書 • 源泉徴収票 • 確定申告書（控）等税務関係資料 • 預貯金通帳 • 社史、社内報等
4	存続厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合等	• 請求者の厚生年金基金又は健康保険への加入状況 • 請求期間当時の従業員の厚生年金基金又は健康保険への加入状況	• 資格の取得喪失等に係る届書 • 厚生年金基金台帳等加入員原簿等

5	都道府県労働局等	• 請求者や請求期間当時の従業員の雇用保険への加入状況	―――
6	法務局	• 事業所の設立、移転、解散日 • 事業所の業種 • 事業所の所在地 • 請求期間当時の代表者、役員等	• 商業登記簿の謄本等
7	市町村	• 請求者や請求期間当時の従業員の国民健康保険への加入状況	• 戸籍謄本、住民票 • 課税証明書　等
8	日本年金機構	• 請求期間当時の事務取扱等	• オンライン記録 • 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳（旧台帳）
9	総務省管区行政評価局等	• 第三者委員会の類似先例等の有無 • 訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無	• 過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料

脱　退　手　当　金			
調　査　対　象		調　査　事　項	
		聴取及び確認事項の例	収集資料の例
1	請求者	• 請求に至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等（退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事務所における退職者への慣行等） • 請求期間当時の年金に対する意識等（脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、厚生年金保険等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等） • 請求期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等	• 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳 • 国民年金手帳 • 退職金の支給明細書
2	配偶者、親族、知人等	• 請求者から脱退手当金に関することを聞いたか否か等	―――

3	事業主等	• 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等 • 退職金支給の有無、その金額等	• 脱退手当金請求に関する資料 • 厚生年金保険の被保険者に関する資料 • 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規定等
4	同僚等	• 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等	―――
5	存続厚生年金基金等	• 規約上の脱退一時金の支給規定の有無、請求者に対する支給の有無等	―――
6	市町村	―――	• 戸籍謄本、住民票等
7	法務局	• 請求期間当時の代表者、役員等	• 商業登記簿謄本
8	日本年金機構	• 請求期間当時の事務取扱等	• オンライン記録 • 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳（旧台帳） • 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料 • 国民年金手帳記号番号払出簿
9	総務省管区行政評価局等	• 第三者委員会の類似先例等の有無 • 訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無	• 過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料

年金記録の訂正に関する事務取扱要領様式

No	様式番号	様　　式　　名　　称	用　　途	作成者
1	第1号の1	年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書(国民年金)	国民年金事案の請求書	請求者
2	第1号の2	年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書(厚生年金保険)	厚生年金事案の請求書	請求者
3	第1号の3	年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書(厚生年金保険〔一括請求〕)	事業所を単位として一括して訂正請求された厚生年金事案の請求書	請求者
4	第1号の4	年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書(脱退手当金)	脱退手当金事案の請求書	請求者
5	第2号の1	請求の概要(2-1)〔国民年金〕	請求の概要、参考情報等	請求者
6	第2号の2	請求の概要(2-1)〔厚生年金保険〕	請求の概要、参考情報等	請求者
7	第2号の3	請求の概要(2-1)〔脱退手当金〕	請求の概要、参考情報等	請求者
8	第3号	事案の概要	事業所を単位として一括して訂正請求された厚生年金事案に係る事業所の申立て	事業主
9	第4号	年金証書等添付不能理由書	請求者が遺族年金の年金証書等(写し)を提出できない理由を申し立てるもの	請求者
10	第5号	諮問書	地方審議会の審議を求めるもの	地方厚生局
11	第6号	訂正請求に関する処分案	地方審議会に提出する地方厚生局の処分案	地方厚生局
12	第7号	年金記録に係る訂正決定通知書	請求者に年金記録を訂正する旨を決定したことを通知するもの	地方厚生局
13	第8号	年金記録に係る不訂正決定通知書	請求者に年金記録を訂正しない旨を決定したことを通知するもの	地方厚生局
14	第9号	年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書	請求者に年金記録を一部訂正し、一部不訂正とする旨を決定したことを通知するもの	地方厚生局
15	第10号	年金記録の訂正に係る却下通知書	請求者に訂正請求を却下したことを通知するもの	地方厚生局

【参考資料】	答申書	請求者の訂正請求に対する地方審議会の審議結果を示すもの (各地方審議会が定めるものであり、当該資料は答申書のイメージとして、便宜上、添付したものである。)	地方審議会

年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書
【　国　民　年　金　】

○ ［　　］（太枠）内の白い欄の事項を記入してください。
○ ［　　］（点線枠）内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
○ 　　（網掛け）欄は、記入しないでください。
○ ※印は記入上の注意をご参照ください。

01 制度区分	1 国年	02 処理区分	1 厚生局処理　2 年金機構処理

③ 請求区分	1 初めての請求 2 2回目以上の請求 注） 過去に総務省年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認申立を行ったことがある方で、厚生労働大臣への訂正請求が初めての方は3を、2回目以上の方は4を選択してください。	3 初めての請求（総務省への申立あり） 4 2回目以上の請求（総務省への申立あり）	
④ 請求者（※）の基礎年金番号等			05 番号区分 基礎番号 / 国年手番 / 厚年手番 / 船保手番 / 不明・なし 1 2 3 4 5
⑥ 請求者の氏名	（フリガナ） （姓）　（名）		
⑦ 請求者の生年月日	明 大 昭 平 令　年 月 日 1 3 5 7 9	⑧ 請求者の性別	男 女 1 2
⑨ 請求者の住所	〒　－ 都道府県　市区郡　区町村		
⑩ 連絡先（電話番号）※	－　－　（自宅 携帯 職場 その他）		
	－　－　（自宅 携帯 職場 その他）		
⑪ 被保険者等（※）との関係	1 被保険者等本人　3 被保険者等の遺族	⑫ 請求手続の委任 ※	なし あり 1 2
⑬ 社会保険労務士記載欄	（社会保険労務士名・連絡先）	⑭ 社会保険労務士へ委任	なし あり 1 2

○ 訂正請求する年金記録の被保険者等が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

⑮ 被保険者等の基礎年金番号等			16 番号区分 基礎番号 / 国年手番 / 厚年手番 / 船保手番 / 不明・なし 1 2 3 4 5
⑰ 被保険者等の氏名	（フリガナ） （姓）　（名）		
⑱ 被保険者等の生年月日	明 大 昭 平 令　年 月 日 1 3 5 7 9	⑲ 被保険者等の性別	男 女 1 2

20 被保険者区分	1 裁定済みの者　3 左記以外の者 2 全部認容の場合、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

（受付印欄）

○　年金記録の訂正を求める期間について、下記の＜請求期間欄1・2＞に記入してください。
○　請求期間欄が足りないときは、別紙（様式第1号の1の2）をご利用ください。

＜請求期間欄　1＞

㋐　請求期間　※	昭　平　令 5　7　9	年　月　日	～	昭　平　令 5　7　9	年　月　日

㋑について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋑　請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。 □ 請求期間が保険料未納となっているが、**保険料を納付**した。 納付した**保険料の種類（※）**について、ア～オに○印を付けてください。 ア **現年度保険料**（1）　イ **過年度保険料**（2）　ウ **特例納付保険料**（3） エ **追納保険料**（4）　オ **不明**（5） □ 請求期間が付加保険料（※）未納となっているが、**付加保険料を納付**した。（6） □ 請求期間が保険料未納となっているが、**全額免除の期間**だった。（7） □ **第3号被保険者（※）に該当した年月日**又は**該当しなくなった年月日**が違う。（8） □ **国民年金に加入した年月日**又は**脱退した年月日**が違う。（9） □ その他（10）（　　）
ウ　減額作用の請求	1 納付済期間短縮の請求　3 その他（　　） 2 免除期間の短縮の請求
エ　請求期間の記録状況	1 加入・未納期間　8 付加保険料納付済期間 2 強制被保険者未加入期間　9 第3号被保険者期間 3 任意加入被保険者未加入期間　10 厚生年金保険被保険者期間 4 全額免除期間　11 共済組合員期間 5 一部免除・未納期間　12 保険料還付期間 6 一部免除・納付済期間　13 初めて国民年金に加入した月を含む期間 7 納付済期間　14 その他（　　）

㋒、㋓、㋔について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋒　㋐請求期間に住民票を登録していた市町村	都道府県　市区町村	カ　管轄年金事務所	年金事務所
㋓　㋐請求期間に実際に居住していた市町村又は国名	都道府県　市区町村 （国名）	ク　管轄年金事務所	年金事務所
㋔　特例納付を行ったときに居住していた市町村又は国名	都道府県　市区町村 （国名）	コ　管轄年金事務所	年金事務所

＜請求期間欄　2＞

㋕　請求期間　※	昭　平　令 5　7　9	年　月　日	～	昭　平　令 5　7　9	年　月　日

㋖について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋖　請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。 □ 請求期間が保険料未納となっているが、**保険料を納付**した。 納付した**保険料の種類（※）**について、ア～オに○印を付けてください。 ア **現年度保険料**（1）　イ **過年度保険料**（2）　ウ **特例納付保険料**（3） エ **追納保険料**（4）　オ **不明**（5） □ 請求期間が付加保険料（※）未納となっているが、**付加保険料を納付**した。（6） □ 請求期間が保険料未納となっているが、**全額免除の期間**だった。（7） □ **第3号被保険者（※）に該当した年月日**又は**該当しなくなった年月日**が違う。（8） □ **国民年金に加入した年月日**又は**脱退した年月日**が違う。（9） □ その他（10）（　　）

ス　減額作用の請求	1　納付済期間短縮の請求 2　免除期間の短縮の請求	3　その他（　　）
セ　請求期間の記録状況	1　加入・未納期間 2　強制被保険者未加入期間 3　任意加入被保険者未加入期間 4　全額免除期間 5　一部免除・未納期間 6　一部免除・納付済期間 7　納付済期間	8　付加保険料納付済期間 9　第3号被保険者期間 10　厚生年金保険被保険者期間 11　共済組合員期間 12　保険料還付済期間 13　初めて国民年金に加入した月を含む期間 14　その他（　　）

㋒、㋓、㋔について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋒　㋐請求期間に住民票を登録していた市町村	都道府県　市区町村	タ　管轄年金事務所	年金事務所
㋓　㋐請求期間に実際に居住していた市町村又は国名	都道府県　市区町村 （国名）	ツ　管轄年金事務所	年金事務所
㋔　特例納付を行ったときに居住していた市町村又は国名	都道府県　市区町村 （国名）	ト　管轄年金事務所	年金事務所
		別紙の有無	有　　無

○　下欄の＜同意欄＞に氏名をご記載いただきますと、日本年金機構（年金事務所）で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。

＜　同　意　欄　＞

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■　添付書類

請求するときは、以下の書類を添付してください。

◇　請求の概要（2－1）〔国民年金〕（様式第2号の1）
◇　請求者の同意書（様式第12号の1又は第12号の2）
◇　請求手続を他者に委任される場合は、委任状（様式第12号の4）
◇　請求手続を法定代理人又は任意後見人がされる場合は、法定代理人又は任意後見人であることを明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
◇　請求者が被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」といいます。）の死亡に伴う給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
　●　遺族基礎年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
　●　年金証書等添付不能理由書（様式第4号）

◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合は、戸籍の謄本（又は法定相続情報一覧図の写し）、住民票（世帯全員）などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。
◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本（又は法定相続情報一覧図の写し）、住民票（世帯全員）などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。
◇ 日本年金機構が交付した「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」の写し
◇ 国民年金手帳、年金手帳、基礎年金番号通知書
◇ 請求期間に係る預金通帳、金融機関が証明する出金記録
◇ 請求期間に係る確定申告書（控）等税務関係資料、社会保険料控除の明記された課税証明書・所得証明書
◇ 請求期間に係る納付組織代表者等の預かり証
◇ 請求期間に係る家計簿、日記、メモ等

■ 記入上の注意

◆ **「請求者」**とは、国民年金の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金を請求できる遺族若しくは遺族年金等を受けることができる遺族をいいます。
◆ **「⑩ 連絡先（電話番号）」**は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
◆ **「被保険者等」**とは、国民年金の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。
◆ **「⑫ 請求手続きの委任」**は、家族等に請求手続きを委任される場合、又は法定代理人若しくは任意後見人が請求手続をされる場合は「あり」に○印を付けてください。
◆ **「請求期間」**（㋐、㋖）は、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録に過不足している期間、又は保険料の納付状況を訂正する期間について記入してください。
◆ **保険料の種類**については、以下のとおりです。
「現年度保険料」とは、納期限又は納期限後初めて到来する4月末日までに納付した保険料をいいます。
「過年度保険料」とは、納期限後初めて到来する4月末日後から納期限から2年を経過したときまでに納付した保険料をいいます。
「特例納付」とは、保険料が未納となっていた過去の期間について、特例的に事後の納付が認められた措置をいい、**「特例納付保険料」**とは、特例納付によって納付した保険料をいいます。
実施期間は、昭和45年7月～47年6月、昭和49年1月～50年12月、昭和53年7月～55年6月です。
「追納保険料」とは、保険料を免除された期間又は学生納付特例若しくは納付猶予の適用期間のうち、遡って納付することができる10年以内の期間分に係る保険料をいいます。
◆ **「付加保険料」**とは、付加年金を受給するため、定額保険料に上乗せして納付することができる保険料をいいます。
◆ **「第3号被保険者」**とは、国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の人（年収が130万円未満の人）をいいます。
◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄に氏名をご記載ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備 考

年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書（別紙）
【 国 民 年 金 】

請求者（※）の基礎年金番号等		
請求者の氏名	（フリガナ）	
	（姓）	（名）

○ ［　　］（太枠）内の「請求期間」（㋐、㋔）を記入してください。
○ ［　　］（点線枠）内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
○ 　　（網掛け）欄は、記入しないでください。
○ ※印は請求書 兼 申立書（様式第1号の1）の記入上の注意をご参照ください。

＜請求期間欄［　　］＞　　注）請求期間欄の番号を記入してください。

㋐ 請求期間 ※	昭	平	令	年	月	日	～	昭	平	令	年	月	日
	5	7	9					5	7	9			

㋑について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋑ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。 □ 請求期間が保険料未納となっているが、保険料を納付した。 納付した保険料の種類（※）について、ア～オに○印を付けてください。 ア 現年度保険料（1）　イ 過年度保険料（2）　ウ 特例納付保険料（3） エ 追納保険料（4）　オ 不明（5） □ 請求期間が付加保険料（※）未納となっているが、付加保険料を納付した。（6） □ 請求期間が保険料未納となっているが、全額免除の期間だった。（7） □ 第3号被保険者（※）に該当した年月日又は該当しなくなった年月日が違う。（8） □ 国民年金に加入した年月日又は脱退した年月日が違う。（9） □ その他（10）（　　）
ウ 減額作用の請求	1 納付済期間短縮の請求 2 免除期間の短縮の請求 3 その他（　　）
エ 請求期間の記録状況	1 加入・未納期間 2 強制被保険者未加入期間 3 任意加入被保険者未加入期間 4 全額免除期間 5 一部免除・未納期間 6 一部免除・納付済期間 7 納付済期間 8 付加保険料納付済期間 9 第3号被保険者期間 10 厚生年金保険被保険者期間 11 共済組合員期間 12 保険料還付済期間 13 初めて国民年金に加入した月を含む期間 14 その他（　　）

㋓、㋕、㋖について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋓ ㋐請求期間に住民票を登録していた市町村	都道府県　市区町村	カ 管轄年金事務所	年金事務所
㋕ ㋐請求期間に実際に居住していた市町村又は国名	都道府県　市区町村 （国名）	ク 管轄年金事務所	年金事務所
㋖ 特例納付を行ったときに居住していた市町村又は国名	都道府県　市区町村 （国名）	コ 管轄年金事務所	年金事務所

＜請求期間欄 ＞

注）請求期間欄の番号を記入してください。

㋚ 請求期間 ※	昭平令	年	月	日	～	昭平令	年	月	日
	5 7 9					5 7 9			

㋛について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋛ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。 □ 請求期間が保険料未納となっているが、保険料を納付した。 納付した保険料の種類（※）について、ア～オに○印を付けてください。 ア 現年度保険料 （1） イ 過年度保険料 （2） ウ 特例納付保険料 （3） エ 追納保険料 （4） オ 不明 （5） □ 請求期間が付加保険料（※）未納となっているが、付加保険料を納付した。 （6） □ 請求期間が保険料未納となっているが、全額免除の期間だった。 （7） □ 第3号被保険者（※）に該当した年月日又は該当しなくなった年月日が違う。 （8） □ 国民年金に加入した年月日又は脱退した年月日が違う。 （9） □ その他 （10）（ ）
ス 減額作用の請求	1 納付済期間短縮の請求 2 免除期間の短縮の請求 3 その他（ ）
セ 請求期間の記録状況	1 加入・未納期間 2 強制被保険者未加入期間 3 任意加入被保険者未加入期間 4 全額免除期間 5 一部免除・未納期間 6 一部免除・納付済期間 7 納付済期間 8 付加保険料納付済期間 9 第3号被保険者期間 10 厚生年金保険被保険者期間 11 共済組合員期間 12 保険料還付済期間 13 初めて国民年金に加入した月を含む期間 14 その他（ ）

㋝、㋟、㋠について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋝ ㋚請求期間に住民票を登録していた市町村	都道府県 市区町村	タ 管轄年金事務所	年金事務所
㋟ ㋚請求期間に実際に居住していた市町村又は国名	都道府県 市区町村 （国名）	ツ 管轄年金事務所	年金事務所
㋠ 特例納付を行ったときに居住していた市町村又は国名	都道府県 市区町村 （国名）	ト 管轄年金事務所	年金事務所

年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書
【 厚 生 年 金 保 険 】

○ ［　　］（太枠）内の白い欄の事項を記入してください。
○ ［　　］（点線枠）内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
○ 　　（網掛け）欄は、記入しないでください。
○ ※印は記入上の注意をご参照ください。

01 制度区分	2 厚年	02 処理区分	1 厚生局処理　2 年金機構処理

③ 請求区分	1 初めての請求 2 2回目以上の請求 注）過去に総務省年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認申立を行ったことがある方で、厚生労働大臣への訂正請求が初めての方は3を、2回目以上の方は4を選択してください。	3 初めての請求（総務省への申立あり） 4 2回目以上の請求（総務省への申立あり）	
④ 請求者（※）の基礎年金番号等			05 番号区分 基礎番号 / 国年手番 / 厚年手番 / 船保手番 / 不明・なし 1 2 3 4 5
⑥ 請求者の氏名	（フリガナ） （姓）　（名）		
⑦ 請求者の生年月日	明 大 昭 平 令　年 月 日 1 3 5 7 9	⑧ 請求者の性別	男 女 1 2
⑨ 請求者の住所	〒　— 都道府県　市区郡　区町村		
⑩ 連絡先（電話番号）※	—　—　（自宅 携帯 職場 その他） —　—　（自宅 携帯 職場 その他）		
⑪ 被保険者等（※）との関係	1 被保険者等本人　3 被保険者等の遺族 2 みなし被保険者期間を有する者（※）	⑫ 請求手続の委任 ※	なし 1　あり 2
⑬ 社会保険労務士記載欄	（社会保険労務士名・連絡先）	⑭ 社会保険労務士へ委任	なし 1　あり 2

○ 訂正請求する年金記録の被保険者等が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

⑮ 被保険者等の基礎年金番号等			16 番号区分 基礎番号 / 国年手番 / 厚年手番 / 船保手番 / 不明・なし 1 2 3 4 5
⑰ 被保険者等の氏名	（フリガナ） （姓）　（名）		
⑱ 被保険者等の生年月日	明 大 昭 平 令　年 月 日 1 3 5 7 9	⑲ 被保険者等の性別	男 女 1 2

20 被保険者区分	1 裁定済みの者　3 左記以外の者 2 全部認容の場合、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

（受付印欄）

○ 年金記録の訂正を求める期間について、下記の＜請求期間欄1・2＞に記入してください。
○ 請求期間欄が足りないときは、別紙（様式第1号の2の2）をご利用ください。

＜請求期間欄　1＞

㋐	請求期間 ※	昭 平 令 5 7 9 年 月 日 ～		昭 平 令 5 7 9 年 月 日	
	請求期間（賞与）※	平 令 7 9 年 月 日	支払賞与	平 令 7 9 年 月 日	支払賞与
		平 令 7 9 年 月 日	支払賞与	平 令 7 9 年 月 日	支払賞与

㋑について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋑ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。（複数回答可） □ 入社年月日（被保険者資格の取得日）が違う。（1・5） □ 退社年月日（被保険者資格の喪失日）が違う。（2・6） □ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。（3・4・7） □ 請求期間の給与額（標準報酬月額）が違う。（8） □ 請求期間の賞与額（標準賞与額）が違う。（9） □ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。（10） □ 請求期間の被保険者の種別（※）が違う。（11） □ 請求期間は厚生年金基金に加入していた又は加入していなかった。（12） □ その他（13）（　　）
ウ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求　3 標準賞与額減額の請求 2 標準報酬月額減額の請求　4 その他（3種→1種等）
エ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間　7 脱退手当金支給期間 2 厚年法75条本文該当期間　8 みなし被保険者期間（離婚分割・3号分割） 3 育児休業期間（H12.4～）　9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 4 育児休業期間（～H12.3）　10 国民年金被保険者期間 5 産前産後休業期間　11 共済組合員期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間　12 その他（　　）

㋓、㋔、㋕、㋖について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋓ 請求期間に係る事業所（1）	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	カ 課所符号	キ 事業所整理記号	ク 管轄年金事務所 年金事務所
㋔ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㋕ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満　3 1千人未満　5 1万人以上 2 100人未満　4 1万人未満　6 不明		
㋖ 請求期間に係る事業所（2）	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	シ 課所符号	ス 事業所整理記号	セ 管轄年金事務所 年金事務所

＜請求期間欄　2＞

㋗	請求期間 ※	昭 平 令 5 7 9 年 月 日 ～		昭 平 令 5 7 9 年 月 日	
	請求期間（賞与）※	平 令 7 9 年 月 日	支払賞与	平 令 7 9 年 月 日	支払賞与

㋡	請求期間（賞与）※	平　令 7　9	年　月　日	支払賞与	平　令 7　9	年　月　日	支払賞与

㋟について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋟ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。（複数回答可） □ 入社年月日（被保険者資格の取得日）が違う。（1・5） □ 退社年月日（被保険者資格の喪失日）が違う。（2・6） □ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。（3・4・7） □ 請求期間の給与額（標準報酬月額）が違う。（8） □ 請求期間の賞与額（標準賞与額）が違う。（9） □ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。（10） □ 請求期間の被保険者の種別（※）が違う。（11） □ 請求期間は厚生年金基金に加入していた又は加入していなかった。（12） □ その他（13）（　　）
チ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求　3 標準賞与額減額の請求 2 標準報酬月額減額の請求　4 その他（3種→1種等）
ツ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間　7 脱退手当金支給期間 2 厚年法75条本文該当期間　8 みなし被保険者期間（離婚分割・3号分割） 3 育児休業期間（H12.4～）　9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 4 育児休業期間（～H12.3）　10 国民年金被保険者期間 5 産前産後休業期間　11 共済組合員期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間　12 その他（　　）

㋢、㋣、㋤、㋥について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋢ 請求期間に係る事業所（1）	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	ト 課所符号	ナ 事業所整理記号	ニ 管轄年金事務所 年金事務所
㋣ 事業所の業種※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㋤ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満　3 1千人未満　5 1万人以上 2 100人未満　4 1万人未満　6 不明		
㋥ 請求期間に係る事業所（2）	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	ハ 課所符号	ヒ 事業所整理記号	フ 管轄年金事務所 年金事務所

別紙の有無	有　無

○ 下欄の＜同意欄＞に氏名をご記載いただきますと、日本年金機構（年金事務所）で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。

＜　同　意　欄　＞

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名

■ **添付書類**

請求するときは、以下の書類を添付してください。

◇ 請求の概要(2－1)〔厚生年金保険〕(様式第2号の2)
◇ 請求者の同意書(様式第12号の1又は第12号の2)
◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状(様式第12号の4)
◇ 請求手続を法定代理人又は任意後見人がされる場合は、法定代理人又は任意後見人であることを明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
◇ 請求者がみなし被保険者期間を有する者であって、元配偶者の被保険者期間に係る訂正請求を行う場合は、請求者の同意書(様式第12号の6)及び元配偶者の同意確認書(様式第12号の7)
◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」といいます。)の死亡に伴う保険給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
  - 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
  - 年金証書等添付不能理由書(様式第4号)
◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合は、戸籍の謄本(又は法定相続情報一覧図の写し)、住民票(世帯全員)などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。
◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本(又は法定相続情報一覧図の写し)、住民票(世帯全員)などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。

◇ 日本年金機構が交付した「厚生年金保険の期間照会について(回答)」の写し
◇ 厚生年金被保険者証、年金手帳、船員手帳、基礎年金番号通知書
◇ 請求期間に係る給与明細、源泉徴収票、確定申告書(控)等税務関係資料、預金通帳
◇ 辞令(採用・異動・退職)、勤続感謝状、退職金の支給明細、退職所得の源泉徴収票、家計簿

■ **記入上の注意**

◆ **「請求者」**とは、厚生年金保険の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金を請求できる遺族若しくは遺族年金等を受けることができる遺族をいいます。
◆ **「⑩ 連絡先(電話番号)」**は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
◆ **「被保険者等」**とは、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。
◆ **「みなし被保険者期間を有する者」**とは、離婚等をした場合に、元配偶者の被保険者期間であって請求者の被保険者期間でなかった期間のうち、法律(※)によって請求者の被保険者期間とみなされた期間を有する者をいいます。
  ※ 厚生年金保険法第78条の6第6項第3号又は同法第78条の14第4項
◆ **「⑫ 請求手続きの委任」**は、家族等に請求手続きを委任される場合、又は法定代理人若しくは任意後見人が請求手続をされる場合は「あり」に○印を付けてください。
◆ **「請求期間」**(㋐、㋑)は、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録に過不足している期間、又は給与額(標準報酬月額)が相違している期間について記入してください。
  賞与に係る訂正請求については、「請求期間(賞与)」欄に記入してください。
◆ **「被保険者の種別」**とは、被保険者の種類のことであり、以下の8つがあります。
  - 男子である被保険者
  - 男子である被保険者であって、厚生年金基金の加入員である者
  - 女子である被保険者
  - 女子である被保険者であって、厚生年金基金の加入員である者
  - 鉱物の採掘事業場等で、常時坑内作業に従事する被保険者
  - 鉱物の採掘事業場等で、常時坑内作業に従事する被保険者であって、厚生年金基金の加入員である者
  - 任意加入の被保険者
  - 旧船員保険の被保険者
◆ **事業所の業種**(㋕、㋖)

01:農林水産業	08:卸売・小売業	15:医療・福祉
02:鉱業・採石業・砂利採取業	09:金融・保険業	16:複合サービス事業
03:建設業	10:不動産業・物品賃貸業	17:サービス業
04:製造業	11:学術研究・専門技術サービス業	18:公務
05:電気・ガス・熱供給・水道業	12:飲食店・宿泊業	19:不明
06:情報通信業	13:生活関連サービス業・娯楽業	
07:運輸業・郵便業	14:教育・学習支援業	

◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄に氏名をご記載ください。

■ **提出先・お問い合わせ先**

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ **備 考**

年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書（別紙）
【 厚 生 年 金 保 険 】

請求者（※）の基礎年金番号等		
請求者の氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ） （姓）	（名）

○ （太枠）内の「請求期間」（㋐、㋑）を記入してください。
○ （点線枠）内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
○ （網掛け）欄は、記入しないでください。
○ ※印は請求書 兼 申立書（様式第1号の2又は第1号の4）の記入上の注意をご参照ください。

＜請求期間欄 ＞

注） 請求期間欄の番号を記入してください。

㋐	請求期間 ※	昭 平 令 5 7 9 年 月 日 ～	昭 平 令 5 7 9 年 月 日
	請求期間（賞与）	平 令 7 9 年 月 日 支払賞与	平 令 7 9 年 月 日 支払賞与
	※	平 令 7 9 年 月 日 支払賞与	平 令 7 9 年 月 日 支払賞与

㋑について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋑ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。（複数回答可） □ 入社年月日（被保険者資格の取得日）が違う。（1・5） □ 退社年月日（被保険者資格の喪失日）が違う。（2・6） □ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。（3・4・7） □ 請求期間の給与額（標準報酬月額）が違う。（8） □ 請求期間の賞与額（標準賞与額）が違う。（9） □ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。（10） □ 請求期間の被保険者の種別（※）が違う。（11） □ 請求期間は厚生年金基金に加入していた又は加入していなかった。（12） □ その他（13）（ ）
ウ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求 2 標準報酬月額減額の請求 3 標準賞与額減額の請求 4 その他（3種→1種等）
エ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間 2 厚年法75条本文該当期間 3 育児休業期間（H12.4～） 4 育児休業期間（～H12.3） 5 産前産後休業期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間 7 脱退手当金支給期間 8 みなし被保険者期間（離婚分割・3号分割） 9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 10 国民年金被保険者期間 11 共済組合員期間 12 その他（ ）

㋔、㋕、㋖、㋗について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋔ 請求期間に係る事業所（1）	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	カ 課所符号	キ 事業所整理記号	ク 管轄年金事務所 年金事務所
㋕ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㋖ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満 2 100人未満 3 1千人未満 4 1万人未満 5 1万人以上 6 不明		

㋐ 請求期間に係る事業所(2)	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称　　所在地		
	シ　課所符号	ス　事業所整理記号	セ　管轄年金事務所 年金事務所

＜請求期間欄　　＞　注）請求期間欄の番号を記入してください。

㋑														
	請求期間 ※	昭	平	令	年	月	日	～	昭	平	令	年	月	日
		5	7	9					5	7	9			
	請求期間（賞与）※	平	令	年	月	日	支払賞与		平	令	年	月	日	支払賞与
		7	9						7	9				
		平	令	年	月	日	支払賞与		平	令	年	月	日	支払賞与
		7	9						7	9				

㋒について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋒ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。（複数回答可） □ 入社年月日（被保険者資格の取得日）が違う。（1・5） □ 退社年月日（被保険者資格の喪失日）が違う。（2・6） □ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。（3・4・7） □ 請求期間の給与額（標準報酬月額）が違う。（8） □ 請求期間の賞与額（標準賞与額）が違う。（9） □ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。（10） □ 請求期間の被保険者の種別（※）が違う。（11） □ 請求期間は厚生年金基金に加入していた又は加入していなかった。（12） □ その他（13）（　　）
チ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求　3 標準賞与額減額の請求 2 標準報酬月額減額の請求　4 その他（3種→1種等）
ツ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間　7 脱退手当金支給期間 2 厚年法75条本文該当期間　8 みなし被保険者期間（離婚分割・3号分割） 3 育児休業期間（H12.4～）　9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 4 育児休業期間（～H12.3）　10 国民年金被保険者期間 5 産前産後休業期間　11 共済組合員期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間　12 その他（　　）

㋓、㋔、㋕、㋖について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋓ 請求期間に係る事業所(1)	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称　　所在地		
	ト　課所符号	ナ　事業所整理記号	ニ　管轄年金事務所 年金事務所
㋔ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㋕ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満　3 1千人未満　5 1万人以上 2 100人未満　4 1万人未満　6 不明		
㋖ 請求期間に係る事業所(2)	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称　　所在地		
	ハ　課所符号	ヒ　事業所整理記号	フ　管轄年金事務所 年金事務所

年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書
【厚生年金保険（一括請求）】

○ 太枠（太枠）内の白い欄の事項を記入してください。
○ 点線枠（点線枠）内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
○ 網掛け（網掛け）欄は、記入しないでください。
○ ※印は記入上の注意をご参照ください。

01 制度区分	3 厚年（一括）	02 処理区分	1 厚生局処理　2 年金機構処理

③ 請求区分	1 初めての請求 2 2回目以上の請求 注）過去に総務省年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認申立を行ったことがある方で、厚生労働大臣への訂正請求が初めての方は3を、2回目以上の方は4を選択してください。	3 初めての請求（総務省への申立あり） 4 2回目以上の請求（総務省への申立あり）	
④ 請求者（※）の基礎年金番号等			05 番号区分 基礎番号 1 国年手番 2 厚年手番 3 船保手番 4 不明・なし 5
⑥ 請求者の氏名	（フリガナ） （姓）　（名）		
⑦ 請求者の生年月日	明 1　大 3　昭 5　平 7　令 9　年　月　日	⑧ 請求者の性別	男 1　女 2
⑨ 請求者の住所	〒　— 都道府県　市区郡　区町村		
⑩ 連絡先（電話番号）※	—　—　（自宅 携帯 職場 その他） —　—　（自宅 携帯 職場 その他）		
⑪ 被保険者等（※）との関係	1 被保険者等本人　3 被保険者等の遺族 2 みなし被保険者期間を有する者（※）	12 請求手続の委任	あり 2
⑬ 社会保険労務士記載欄	（社会保険労務士名・連絡先）	⑭ 社会保険労務士へ委任	なし 1　あり 2

○ 訂正請求する年金記録の被保険者等が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

⑮ 被保険者等の基礎年金番号等			16 番号区分 基礎番号 1 国年手番 2 厚年手番 3 船保手番 4 不明・なし 5
⑰ 被保険者等の氏名	（フリガナ） （姓）　（名）		
⑱ 被保険者等の生年月日	明 1　大 3　昭 5　平 7　令 9　年　月　日	⑲ 被保険者等の性別	男 1　女 2

20 被保険者区分	1 裁定済みの者　3 左記以外の者 2 全部認容の場合、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

（受付印欄）

○ 年金記録の訂正を求める期間について、下記の＜請求期間欄＞に記入してください。

○ 請求期間欄が足りないときは、別紙（様式第1号の2の2）をご利用ください。

＜請求期間欄＞

㋐	請求期間 ※	昭 平 令 5 7 9 年 月 日 ～	昭 平 令 5 7 9 年 月 日
	請求期間（賞与）※	平 令 7 9 年 月 日 支払賞与	平 令 7 9 年 月 日 支払賞与
		平 令 7 9 年 月 日 支払賞与	平 令 7 9 年 月 日 支払賞与

㋑について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋑ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。（複数回答可） □ 入社年月日（被保険者資格の取得日）が違う。（1・5） □ 退社年月日（被保険者資格の喪失日）が違う。（2・6） □ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。（3・4・7） □ 請求期間の給与額（標準報酬月額）が違う。（8） □ 請求期間の賞与額（標準賞与額）が違う。（9） □ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。（10） □ その他（13）（ ）
ウ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求　3 標準賞与額減額の請求 2 標準報酬月額減額の請求　4 その他（3種→1種等）
エ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間　7 脱退手当金支給期間 2 厚年法75条本文該当期間　8 みなし被保険者期間（離婚分割・3号分割） 3 育児休業期間（H12.4～）　9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 4 育児休業期間（～H12.3）　10 国民年金被保険者期間 5 産前産後休業期間　11 共済組合員期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間　12 その他（ ）

㋓、㋔、㋕、㋖について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋓ 請求期間に係る事業所（1）	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	カ 課所符号	キ 事業所整理記号	ク 管轄年金事務所 年金事務所
㋔ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㋕ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満　3 1千人未満　5 1万人以上 2 100人未満　4 1万人未満　6 不明		
㋖ 請求期間に係る事業所（2）	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	シ 課所符号	ス 事業所整理記号	セ 管轄年金事務所 年金事務所
	別紙の有無	有　無	

○ 以下の質問について、「はい」又は「いいえ」に○印を付けてください。
覚えていないときは、「いいえ」に○印を付けてください。

請求期間(㋐)について、事業主から、必要な届出をしていないこと及び保険料を納付してないこと等の説明を受け、それに同意していましたか。	は い ・ いいえ
請求期間(㋐)において、当時の勤務先で社会保険事務を自ら担当していましたか。	は い ・ いいえ
注） 転勤に伴う年金記録のもれや誤りについて訂正請求されるときは記入してください。 請求期間(㋐)の前後の事業所は、同一企業又は同一企業グループの事業所でしたか。	は い ・ いいえ

○ 請求期間(㋐)に係る事業所の担当者・連絡先について、本件に係る事業所において下欄に記入してください。

㋑ 所属・担当者	事業所名 所属・担当者名	㋒ 連絡先（電話番号）	

○ 下欄の＜同意欄＞に氏名をご記載いただきますと、日本年金機構（年金事務所）で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。

＜ 同 意 欄 ＞

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ 添付書類

請求者は、以下の書類を添付してください。

◇ 請求者の委任状 兼 同意書（様式第12号の5）
◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」といいます。）の死亡に伴う保険給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
- 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
- 年金証書等添付不能理由書（様式第4号）

◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合は、戸籍の謄本（又は法定相続情報一覧図の写し）、住民票（世帯全員）などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本(又は法定相続情報一覧図の写し)、住民票(世帯全員)などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

事業主は、以下の書類を添付してください。
◇ 事案の概要(様式第3号)
◇ 請求期間の分類(㋐)に応じた以下の訂正請求者一覧表
- 請求期間の給与額が違う場合は、訂正請求者一覧表(標準報酬月額相違事案)(様式第11号の2)
- 請求期間の賞与額が違う場合又は賞与の支払記録が漏れている場合は、訂正請求者一覧表(標準賞与額相違事案)(様式第11号の3)
- 上記以外の場合は、訂正請求者一覧表(被保険者期間相違事案)(様式第11号の1)

事業主は、以下のような事業所保管の書類の写しを添付してください。
◇ 賃金台帳、賞与台帳、請求期間の保険料控除が確認できる資料
◇ 人事記録等請求期間の勤務実態が確認できる資料
◇ その他事業主からの保険料控除、事業主の届出又は保険料納付について確認できる資料

■ 記入上の注意

◆ **「請求者」**とは、厚生年金保険の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金を請求できる遺族若しくは遺族年金等を受けることができる遺族をいいます。

◆ **「⑩ 連絡先(電話番号)」**は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。

◆ **「被保険者等」**とは、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。

◆ **「請求期間」**(㋐)は、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録に過不足している期間、又は給与額(標準報酬月額)が相違している期間について記入してください。
賞与に係る訂正請求については、「請求期間(賞与)」欄に記入してください。

◆ **事業所の業種(㋖)**

01:農林水産業	08:卸売・小売業	15:医療・福祉
02:鉱業・採石業・砂利採取業	09:金融・保険業	16:複合サービス事業
03:建設業	10:不動産業・物品賃貸業	17:サービス業
04:製造業	11:学術研究・専門技術サービス業	18:公務
05:電気・ガス・熱供給・水道業	12:飲食店・宿泊業	19:不明
06:情報通信業	13:生活関連サービス業・娯楽業	
07:運輸業・郵便業	14:教育・学習支援業	

◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄に氏名をご記載ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備 考

年金記録訂正請求書　兼　年金記録に係る確認調査申立書
【 脱 退 手 当 金 】

○ □ (太枠) 内の白い欄の事項を記入してください。
○ ┌ ┐ (点線枠) 内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
○ ▨ (網掛け) 欄は、記入しないでください。
○ ※印は記入上の注意をご参照ください。

01 制度区分	4 脱手	02 処理区分	1 厚生局処理　2 年金機構処理

③ 請求区分	1 初めての請求 2 2回目以上の請求 注) 過去に総務省年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認申立を行ったことがある方で、厚生労働大臣への訂正請求が初めての方は3を、2回目以上の方は4を選択してください。	3 初めての請求 (総務省への申立あり) 4 2回目以上の請求 (総務省への申立あり)	
④ 請求者 (※) の基礎年金番号等			05 番号区分 基礎番号 / 国年手番 / 厚年手番 / 船保手番 / 不明・なし 1 2 3 4 5
⑥ 請求者の氏名	(フリガナ) (姓)　(名)		
⑦ 請求者の生年月日	明 大 昭 平 令　年 月 日 1 3 5 7 9	⑧ 請求者の性別	男 女 1 2
⑨ 請求者の住所	〒　— 都道府県　市区郡　区町村		
⑩ 連絡先 (電話番号) ※	—　—　(自宅 携帯 職場 その他) —　—　(自宅 携帯 職場 その他)		
⑪ 被保険者等 (※) との関係	1 被保険者等本人　3 被保険者等の遺族 2 みなし被保険者期間を有する者 (※)	⑫ 請求手続の委任 ※	なし あり 1 2
⑬ 社会保険労務士記載欄	(社会保険労務士名・連絡先)	⑭ 社会保険労務士へ委任	なし あり 1 2

○ 訂正請求する年金記録の被保険者等が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

⑮ 被保険者等の基礎年金番号等			16 番号区分 基礎番号 / 国年手番 / 厚年手番 / 船保手番 / 不明・なし 1 2 3 4 5
⑰ 被保険者等の氏名	(フリガナ) (姓)　(名)		
⑱ 被保険者等の生年月日	明 大 昭 平 令　年 月 日 1 3 5 7 9	⑲ 被保険者等の性別	男 女 1 2

20 被保険者区分	1 裁定済みの者　3 左記以外の者 2 全部認容の場合、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

(受付印欄)

○ 年金記録の訂正を求める期間（脱退手当金が支給済みとされている期間）について、下記の＜請求期間欄1・2＞に記入してください。

＜請求期間欄　1＞

㋐	請求期間 ※ （脱退手当金の支給済期間）	昭 5	平 7	年	月	日	～	昭 5	平 7	年	月	日	

㋑について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋑ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。 □ 請求期間の全部について脱退手当金を受けていない。（1） □ 請求期間の一部について脱退手当金を受けていない。（2） □ その他（3）（　　）
ウ 減額作用の請求	1 脱退手当金の支給済期間の追加
エ 請求期間の記録状況	1 請求期間に係る脱退手当金の支給年月日の前に、当該脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案（いわゆる「まだら事案」）

㋒、㋓、㋔について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋒ 請求期間に係る事業所	請求期間における最終事業所の名称・所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	カ 課所符号	キ 事業所整理記号	ク 管轄年金事務所 年金事務所
㋓ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㋔ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満　3 1千人未満　5 1万人以上 2 100人未満　4 1万人未満　6 不明		

＜請求期間欄　2＞

㋖	請求期間 ※ （脱退手当金の支給済期間）	昭 5	平 7	年	月	日	～	昭 5	平 7	年	月	日	

㋗について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋗ 請求期間の分類	現在、国（厚生労働省・日本年金機構）が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に√ 印を付けてください。 □ 請求期間の全部について脱退手当金を受けていない。（1） □ 請求期間の一部について脱退手当金を受けていない。（2） □ その他（3）（　　）
ス 減額作用の請求	1 脱退手当金の支給済期間の追加
セ 請求期間の記録状況	1 請求期間に係る脱退手当金の支給年月日の前に、当該脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案（いわゆる「まだら事案」）

㋭、㋮、㋠について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

㋭ 請求期間に係る事業所	請求期間における最終事業所の名称・所在地を記入してください。 事業所名称	所在地	
	タ　課所符号	チ　事業所整理記号	ツ　管轄年金事務所 年金事務所
㋮ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㋠ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満　3 1千人未満　5 1万人以上 2 100人未満　4 1万人未満　6 不明		

○　下欄の＜同意欄＞に氏名をご記載いただきますと、日本年金機構（年金事務所）で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。

＜　同　意　欄　＞

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ 添付書類

請求するときは、以下の書類を添付してください。

◇ 請求の概要（2－1）〔脱退手当金〕（様式第2号の3）
◇ 請求者の同意書（様式第12号の1又は第12号の2）
◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状（様式第12号の4）
◇ 請求手続を法定代理人又は任意後見人がされる場合は、法定代理人又は任意後見人であることを明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
◇ 請求者がみなし被保険者期間を有する者であって、元配偶者の被保険者期間に係る訂正請求を行う場合は、請求者の同意書（様式第12号の6）及び元配偶者の同意確認書（様式第12号の7）
◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」といいます。）の死亡に伴う保険給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
　● 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
　● 年金証書等添付不能理由書（様式第4号）
◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合は、戸籍の謄本（又は法定相続情報一覧図の写し）、住民票（世帯全員）などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合又は受給権者でない場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本(又は法定相続情報一覧図の写し)、住民票(世帯全員)などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。

◇ 脱退手当金支給決定通知書、国庫金送金(振込)通知書
◇ 日本年金機構が交付した「厚生年金保険の期間照会について(回答)」の写し
◇ 厚生年金被保険者証、年金手帳、船員手帳
◇ 請求期間に係る給与明細、源泉徴収票、確定申告書(控)等税務関係資料、預金通帳
◇ 辞令(採用・異動・退職)、勤続感謝状、退職金の支給明細、退職所得の源泉徴収票、家計簿

■ 記入上の注意

◆ **「請求者」**とは、厚生年金保険の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金を請求できる遺族若しくは遺族年金等を受けることができる遺族をいいます。

◆ **「⑩ 連絡先(電話番号)」**は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。

◆ **「被保険者等」**とは、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。

◆ **「みなし被保険者期間を有する者」**とは、離婚等をした場合に、元配偶者の被保険者期間であって請求者の被保険者期間でなかった期間のうち、法律(※)によって請求者の被保険者期間とみなされた期間を有する者をいいます。
※ 厚生年金保険法第78条の6第6項第3号又は同法第78条の14第4項

◆ **「⑫ 請求手続きの委任」**は、家族等に請求手続きを委任される場合、又は法定代理人若しくは任意後見人が請求手続をされる場合は「あり」に○印を付けてください。

◆ **「請求期間」**(㋐、㋖)は、脱退手当金が支給済とされている期間について記入してください。

◆ **事業所の業種**(㋕、㋗)

01:農林水産業	08:卸売・小売業	15:医療・福祉
02:鉱業・採石業・砂利採取業	09:金融・保険業	16:複合サービス事業
03:建設業	10:不動産業・物品賃貸業	17:サービス業
04:製造業	11:学術研究・専門技術サービス業	18:公務
05:電気・ガス・熱供給・水道業	12:飲食店・宿泊業	19:不明
06:情報通信業	13:生活関連サービス業・娯楽業	
07:運輸業・郵便業	14:教育・学習支援業	

◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄に氏名をご記載ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備 考

請求の概要（2－1）

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

★　年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会の審議を踏まえて、公正な判断を行うこととしています。そのため、地方厚生（支）局又は日本年金機構においては、請求をされる方のご協力を得ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、調査に当たっては、請求をされる方から詳細に事情をお聞きすることとしています。

★　本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。

★　次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

○　請求期間の保険料を納付していたとする理由について、納付を始めた経緯や納付されていた当時の状況が分かるように具体的に記載してください。
なお、納付方法等の詳細については、次ページ以降でお聞きします。

	年金事務所の確認欄

質問1 国民年金の加入手続について教えてください。（加入時から納付をしていたと主張される場合には、当該加入手続について、以下の質問にお答えください。）

ア どのようなきっかけで加入手続をしましたか。（例：親に勧められて加入した）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

イ 加入手続は誰が行ったか覚えていますか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、手続した方の氏名・あなたとの関係を記入してください。）

手続した方の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたとの関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※以下は、ご自身で加入手続していない場合には、手続した方のご記憶の範囲で記入してください。なお、記入できない場合は、その理由を記入してください。（例：手続した方が亡くなっているため）

（記入できない理由）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ウ 加入手続した時期はいつ頃か覚えていますか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、時期を記入してください。）

昭・平・令　　年　　月頃

エ 加入手続はどこで行いましたか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a 名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 役所 役場 本庁 出張所 支所

b その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

オ 手続時又は手続後に国民年金手帳の交付を受けましたか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a 年金手帳の交付を受けた。

（交付時期）　加入手続の時 ・ その他 （　　）

（交付方法）　役所窓口 ・ 郵送 ・ その他 （　　）

（交付された年金手帳の色）　（　　）

年金手帳の写し
□添付 □未添付

（保管状況）　現在持っている ・ 現在持っていない

b 交付を受けていない。

i　市町村が預かっていて、預り証を受けた

ii　後日郵送するとのことだったが、送付されなかった

iii　何も受け取らなかった

iv　その他　（　　）

カ 国民年金の手帳の冊数について教えてください。

（これまでに交付された冊数）　　冊

（なくしてしまった冊数）　　冊

（現在所持している冊数）　　冊

存在する年金手帳の写し
□添付 □未添付

※質問2へつづく

（加入手続についての年金事務所記載欄）

質問2　請求期間の保険料はどのように納められたか教えてください。

（注）納付方法が異なる場合は、納付方法ごとに、別紙に記入して添付してください。

請求期間 ： 昭 ・ 平 ・ 令　　年　　月から 昭 ・ 平 ・ 令　　年　　月まで

請求期間 ： 昭 ・ 平 ・ 令　　年　　月から 昭 ・ 平 ・ 令　　年　　月まで

ア 誰が納付したか覚えていますか。

1 覚えている　2 覚えているが定かではない　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a　自分で納付した

b　家族などが納付した

納付した方の氏名　　あなたとの関係

※以下は、ご自身で納付していない場合には、納付した方のご記憶の範囲で記入してください。

なお、記入できない場合は、その理由を記入してください。（例：納付した者が亡くなっているため）

（記入できない理由）

イ いつ・いくら納付しましたか。

1 覚えている　2 覚えているが定かではない　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a　定期的に納付していた　（例：半年ごとに○○円納付したなど）

b　まとめて納付した

① 納付した時期、金額を記入してください。（例：○年○月に△△円納付したなど）

② まとめて納付された理由を記入してください。

③ まとめて納付するための資金はどのように準備されたか該当記号を○で囲み、必要事項を記入してください。（複数選択可）

i 手元にあったお金で納付した。

（当時、日常的に手元にあった金額）　約　　円

ii 預貯金を引き出して納付した。

（預金先）　預金先名　　銀行 金庫 組合 郵便局

支店 支所 出張所

（種 類）　通常預金・定額預金・普通預金・定期預金・その他　（　　）

（名 義）

（引出額）　　円

（引出しが記録された通帳・明細）　現在持っている ・ 現在持っていない

通帳等の写し
□添付 □未添付

iii お金を借りて納付した。

（借入先）　名称・氏名

あなたとの関係

（借入額）　　円

（借用書・金銭消費貸借契約書等）　現在持っている ・ 現在持っていない

借用書等の写し
□添付 □未添付

iv その他　（　　）

c　その他　（　　）

ウ どのように納付したか覚えていますか。

1 覚えている　2 覚えているが定かではない　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。複数選択可）

a　国民年金印紙を（　　）で購入し、国民年金手帳に貼り付けて納付した。

※ （ ）内に国民年金印紙を購入した場所を記入してください。

b　納付書に現金を添えて納付した。〔納付書の様式を覚えていれば記入してください。〕

（大きさ）　　（色）　　色

（納付書をどのように入手したのか覚えていれば記入してください。）

c　納付書によらず現金のみで納付した。（a・b以外）

d　口座振替で納付した。

e　集金袋で納付した。

f　その他　（　　）

エ どこで納付したか覚えていますか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。複数選択可）

a　市町村役場の窓口で納付した。

役　所　名　　役所 役場　　本庁 出張所 支所

b　社会保険事務所（年金事務所）の窓口で納付した。

事 務 所 名　　社会保険事務所（年金事務所）

c　郵便局の窓口で納付した。

郵 便 局 名　　郵便局

d　金融機関の窓口で納付した。

金融機関名　　銀行 金庫 組合　　支店 支所 出張所

e　口座振替で納付した。

（預 金 先）　預金先名　　銀行 金庫 組合 郵便局

支店 支所 出張所

（種　類）　通常預金・定額預金・普通預金・定期預金・その他　（　　）

（名　義）

f　集金で納付した。

（集金場所）　自宅 ・ 地区会館 ・ その他　（　　）

（納 付 先）　（当時）

市 町 村 職 員（市町村名　　氏名　　）

自治会・婦人会役員（団体等名　　氏名　　）

社会保険事務所職員（事務所名　　氏名　　）

金融機関の集金人（金融機関名　　氏名　　）

そ の 他（　　）

不　　明

（集金の仕方はどのような方法だったかその時の状況を記入してください。）

g　上記以外（例:コンビニで納付した）

オ 納付した後、領収書等の領収が確認できる資料を受け取ったか覚えていますか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない
（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a　検認印が押された年金手帳を受け取った。

b　領収書を受け取った。　　領収証書の写し □添付 □未添付
（受取時期）　納付した時 ・ その他 （　　頃）
（受取場所）　役所の窓口 ・ 郵送 ・ その他 （　　）
（保管状況）　現在持っている ・ 現在持っていない

c　受け取っていない。

カ 請求期間の保険料を納付したことが分かる資料がありますか。　　確定申告書の写し □添付 □未添付

（確定申告書）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）

税理士等へ確定申告事務を委託していましたか。

a 委託していた。

委託先税理士等の氏名又は名称

委託先税理士等の連絡先電話番号　　（　　）

b 委託していない。

（源泉徴収票）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）　　源泉徴収票の写し □添付 □未添付

（課税証明書）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）　　課税証明書の写し □添付 □未添付

（家計簿等の出納帳）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）　　家計簿等の写し □添付 □未添付

（日記・メモ）　ない・ある　　日記等の写し □添付 □未添付

（その他）　（　　）　　その他の資料 □添付 □未添付

キ 請求期間の保険料を一緒に納付していた方がいましたか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない
（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a　一緒に納付した者がいる。　　WMのﾊｰﾄﾞｺﾋﾟｰ □添付 □未添付

納付した方の氏名　　あなたとの関係

生　年　月　日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

b　一緒に納付した者はいない。

※質問3へつづく

（保険料納付についての年金事務所記載欄）

質問3 以下のことについて教えてください。

ア ご結婚等の履歴を記入してください。

（配偶者の年金加入・納付状況も審議を行う上での重要な情報になります。）

a　結婚していた。

（配偶者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（配偶者の生年月日）明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

（婚姻年月日）昭和・平成・令和　　年　　月　　日

（離婚年月日）昭和・平成・令和　　年　　月　　日

WMのﾊｰﾄﾞｺﾋﾟｰ
□添付 □未添付

戸籍謄(抄)本
□添付 □未添付

b　結婚していない。

イ 本籍地を記入してください。

本籍地＿＿＿＿＿＿＿＿

ウ 請求期間当時の職業を記入してください。

（事業所に勤務されていた場合は、事業所名称・所在地を記入してください。）

（　職　業　）＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業所名称）＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業所所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿（都道府県）＿＿＿＿＿＿＿＿（市郡）＿＿＿＿＿＿＿＿（区町村）

WMのﾊｰﾄﾞｺﾋﾟｰ
□添付 □未添付

エ 請求期間当時の氏名、生年月日を記入してください。

（フリガナ 氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿（生年月日）　　年　　月　　日

オ 請求期間の当時に同居していた親族はいましたか。

a 同居の親族がいた。(※)

b 同居の親族はいなかった。

戸籍謄(抄)本
□添付 □未添付
住民票
□添付 □未添付

(※)「a 同居の親族がいた」と答えた方は、同居の親族の氏名、続柄を記入してください。

区分	氏名	続柄	氏名	続柄
① 配 偶 者				
② 父 ・ 母				
③ 子				
④ 祖父・祖母				
⑤ 孫				
⑥ 兄弟姉妹				
⑦ そ の 他				

カ 保険料の納付について証言をしてくれる方がいますか。

a いる。

(一人目の方) 氏名 ＿＿＿＿＿＿ あなたとの関係 ＿＿＿

連絡先電話番号 ＿＿＿＿＿＿ ( ) ＿＿＿＿＿＿

この方はどのようなことをご存じですか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(二人目の方) 氏名 ＿＿＿＿＿＿ あなたとの関係 ＿＿＿

連絡先電話番号 ＿＿＿＿＿＿ ( ) ＿＿＿＿＿＿

この方はどのようなことをご存じですか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

b いない。

キ その他、地方審議会の審議に当たり、参考となる事項などありましたら記入してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　以上で質問は終わりです。記載内容をご確認の上、氏名を記載してください。 令和　　年　　月　　日確認 請求者氏名	
特記事項(年金事務所記載欄) 確認(受付)者 年金事務所　　課　氏名	

別　紙

請求期間が複数ある場合

	年金事務所の確認欄

質問2　請求期間の保険料はどのように納められたか教えてください。

（注）納付方法が異なる場合は、納付方法ごとに、別紙に記入して添付してください。

請求期間 ： 昭・平・令　　年　　月から 昭・平・令　　年　　月まで

請求期間 ： 昭・平・令　　年　　月から 昭・平・令　　年　　月まで

ア 誰が納付したか覚えていますか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a　自分で納付した

b　家族などが納付した

納付した方の氏名 ＿＿＿＿＿＿ あなたとの関係 ＿＿＿＿＿＿

※以下は、ご自身で納付していない場合には、納付した方のご記憶の範囲で記入してください。

なお、記入できない場合は、その理由を記入してください。（例：納付した者が亡くなっているため）

（記入できない理由） ＿＿＿＿＿＿

イ いつ・いくら納付しましたか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a　定期的に納付していた　（例：半年ごとに○○円納付したなど）

＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

b　まとめて納付した

①　納付した時期、金額を記入してください。（例：○年○月に△△円納付したなど）

＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

②　まとめて納付された理由を記入してください。

＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

③　まとめて納付するための資金はどのように準備されたか該当記号を○で囲み、必要事項を記入してください。（複数選択可）

ⅰ　手元にあったお金で納付した。

（当時、日常的に手元にあった金額）　約　　円

ⅱ　預貯金を引き出して納付した。

（預金先） 預金先名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 銀行 金庫 組合 郵便局
＿＿＿＿＿＿＿＿ 支店 支所 出張所
（ 種 類 ） 通常預金・定額預金・普通預金・定期預金・その他 （ ）
（ 名 義 ） ＿＿＿＿＿＿＿＿
（引出額） ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円
（引出しが記録された通帳・明細） 現在持っている ・ 現在持っていない

通帳等の写し
□添付 □未添付

iii お金を借りて納付した。
（借入先） 名称・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
あなたとの関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿
（借入額） ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円
（借用書・金銭消費貸借契約書等） 現在持っている ・ 現在持っていない

借用書等の写し
□添付 □未添付

iv その他 （ ）

c その他 （ ）

ウ どのように納付したか覚えていますか。

1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない
（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。複数選択可）

a 国民年金印紙を（＿＿＿＿）で購入し、国民年金手帳に貼り付けて納付した。
※ （ ）内に国民年金印紙を購入した場所を記入してください。

b 納付書に現金を添えて納付した。〔納付書の様式を覚えていれば記入してください。〕
（大きさ） ＿＿＿＿＿＿＿＿ （色） ＿＿＿＿ 色
（納付書をどのように入手したのか覚えていれば記入してください。）
＿＿＿＿＿＿＿＿

c 納付書によらず現金のみで納付した。（a・b以外）

d 口座振替で納付した。

e 集金袋で納付した

f その他 （ ）

エ どこで納付したか覚えていますか。

1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない
（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。複数選択可）

a 市町村役場の窓口で納めた。
役 所 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 役所 役場 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 本庁 出張所 支所

b 社会保険事務所（年金事務所）の窓口で納めた。
事 務 所 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 社会保険事務所（年金事務所）

c　郵便局の窓口で納めた。

郵 便 局 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 郵便局

d　金融機関の窓口で納めた。

金融機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 銀行 金庫 組合 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 支店 支所 出張所

e　口座振替で納めた。

（ 預 金 先 ） 預金先名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 銀行 金庫 組合 郵便局

＿＿＿＿＿＿＿＿ 支店 支所 出張所

（ 種　類 ） 通常預金･定額預金･普通預金･定期預金･その他 （　　）

（ 名　義 ） ＿＿＿＿＿＿＿＿

f　集金で納めた。

（集金場所） 自宅 ・ 地区会館 ・ その他 （　　）

（ 納 付 先 ） （当時）

市 町 村 職 員（市町村名　　氏名　　）

自治会･婦人会役員（団体等名　　氏名　　）

社会保険事務所職員（事務所名　　氏名　　）

金融機関の集金人（金融機関名　　氏名　　）

そ の 他 （　　）

不　　明

（集金の仕方はどのような方法だったかその時の状況を記入してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

g　上記以外（例:コンビニで納付した）

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

オ 納付した後、領収書等の領収が確認できる資料を受け取ったか覚えていますか。

1 覚えている　　2 覚えているが定かではない　　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a　検認印が押された年金手帳を受け取った。

b　領収書を受け取った。

（受取時期）　納付した時 ・ その他 （　　頃）

（受取場所）　役所の窓口 ・ 郵送 ・ その他 （　　）

（保管状況）　現在持っている ・ 現在持っていない

c　受け取っていない。

領収証書の写し

□添付 □未添付

カ 請求期間の保険料を納付したことが分かる資料がありますか。

（確定申告書）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）

税理士等へ確定申告事務を委託していましたか。

a 委託していた。

委託先税理士等の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

委託先税理士等の連絡先電話番号 （　　）

b 委託していない。

（源泉徴収票）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）

（課税証明書）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）

（家計簿等の出納帳）　ない・ある（　　年分 ～　　年分）

（日記・メモ）　ない・ある

（その他）　（　　）

確定申告書の写し □添付 □未添付

源泉徴収票の写し □添付 □未添付

課税証明書の写し □添付 □未添付

家計簿等の写し □添付 □未添付

日記等の写し □添付 □未添付

その他の資料 □添付 □未添付

キ 請求期間の保険料を一緒に納付していた方がいましたか。

1 覚えている　2 覚えているが定かではない　3 全く覚えていない

（1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。）

a 一緒に納付した者がいる。

納付した方の氏名 ＿＿＿＿＿＿ あなたとの関係 ＿＿＿＿

生年月日 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

b 一緒に納付した者はいない。

WMのﾊｰﾄﾞｺﾋﾟｰ □添付 □未添付

請求の概要（2－1）

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

★　年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会の審議を踏まえて、公正な判断を行うこととしています。そのため、地方厚生（支）局又は日本年金機構においては、請求をされる方のご協力を得ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、調査に当たっては、請求をされる方から詳細に事情をお聞きすることとしています。

★　本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。

★　次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

○　請求内容
※　請求期間の勤務状況（勤務した経緯）や保険料を事業主により控除されていたとする当時の状況が分かるように具体的に記載してください。

	年金事務所の確認欄
質問1. 年金事務所から、請求期間に係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない旨の回答があった場合は、以下について教えてください。 事　業　主　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 親会社名・グループ会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 支 店 名 ・ 工 場 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 取 引 先 の 事 業 所 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 取引先の事業所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿	
質問2. 事業所での仕事の内容や雇用形態等について教えてください。 1) ア 正社員　イ 派遣職員　ウ アルバイト・パート　エ 季節労働・期間労働 （該当する記号を〇で囲んでください。） 2) 仕 事 の 内 容 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 3) 勤 務 時 間　1日 ＿＿＿時間（　　時から　　時まで） 4) 勤 務 日 数　1月 ＿＿＿日 5) 給与の支払日 ＿＿＿日 6) 給与の支払額 ＿＿＿＿＿＿円（月額） 7) 給与から控除された厚生年金保険料額 ＿＿＿＿＿＿円（月額）	
質問3. 勤務の事実を確認できる資料はお持ちですか。 （人事記録、辞令等）　ある ・ ない （ 在 職 証 明 書 ）　ある ・ ない （ そ の 他 ）　例：当時の職場の写真等 ＿＿＿＿＿＿＿＿	人事記録等の写し □添付 □未添付 在職証明書の写し □添付 □未添付 その他資料の写し □添付 □未添付

質問4. 保険料控除等の事実が確認できる資料はお持ちですか。 （給与明細書） ある ・ ない （源泉徴収票） ある ・ ない （確定申告書） ある ・ ない （住民税の通知） ある ・ ない （預金通帳） ある ・ ない （家計簿等の出納帳） ある ・ ない （日記・メモ） ある ・ ない （その他） ＿＿＿＿＿＿＿＿	給与明細書の写し □添付 □未添付 源泉徴収票の写し □添付 □未添付 確定申告の写し □添付 □未添付 住民税の通知の写し □添付 □未添付 預金通帳の写し □添付 □未添付 家計簿等の写し □添付 □未添付 日記等の写し □添付 □未添付 その他資料の写し □添付 □未添付
質問5. 年金手帳又は厚生年金保険被保険者証もしくは基礎年金番号通知書はお持ちですか。 ある ・ ない	年金手帳全頁の写し □添付 □未添付 被保険者証の写し □添付 □未添付 基礎年金番号通知書の写し □添付 □未添付
質問6. 雇用保険や厚生年金基金等の加入が確認できる資料はお持ちですか。 ある ・ ない	雇用関係資料の写し □添付 □未添付 基金関係資料の写し □添付 □未添付
質問7. 当時の健康保険被保険者証はどのようなものでしたか（どこからもらいましたか）。 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿	
質問8. 当時の事業主、同僚、経理担当者など、勤務の事実について証言をしてくれる方がいますか。 （氏名・関係） ＿＿＿＿ ・ ＿＿＿＿ （電話番号） ＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名・関係） ＿＿＿＿ ・ ＿＿＿＿ （電話番号） ＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名・関係） ＿＿＿＿ ・ ＿＿＿＿ （電話番号） ＿＿＿＿＿＿＿＿	

質問9. 事業所での仕事の内容や雇用形態等が同じであった同僚の方、前任者又は後任者の方がいますか。 （仕事の内容や雇用形態等が同じであった同僚の方） （氏名）＿＿＿＿＿＿（電話番号）＿＿＿＿＿＿ （氏名）＿＿＿＿＿＿（電話番号）＿＿＿＿＿＿ （氏名）＿＿＿＿＿＿（電話番号）＿＿＿＿＿＿ （前任者又は後任者の方） （氏名）＿＿＿＿＿＿（電話番号）＿＿＿＿＿＿ （氏名）＿＿＿＿＿＿（電話番号）＿＿＿＿＿＿ （氏名）＿＿＿＿＿＿（電話番号）＿＿＿＿＿＿	
質問10. 事業主が請求期間の厚生年金保険料を納付しなかったことに起因する年金不足分について、事業主から補償を受けたことがありますか。 ある　・　ない	
質問11. 請求期間について、事業主から、必要な届出をしていない事及び保険料を納付していない等の説明を受け、それに同意していましたか。 はい　・　いいえ	
質問12. 請求期間において、当時の勤務先で社会保険事務を自ら担当していましたか。 はい　・　いいえ	
質問13. 請求期間当時の氏名、生年月日を記入してください。 (氏名(フリガナ))＿＿＿＿＿＿（生年月日）　年　月　日	

質問14. その他、地方審議会の審議に当たり、参考となる事項などありましたら記入してください。

※ 以上で質問は終わりです。記載内容をご確認の上、署名してください。

令和　　年　　月　　日確認

請求者氏名

特記事項（年金事務所記載欄）

確認（受付）者

年金事務所　　課　　氏名

様式第3号
〔厚生年金一括請求〕

事 案 の 概 要

事案の類型	□被保険者期間相違事案 例:被保険者資格の取得日・喪失日の誤り、被保険者期間の漏れなど □標準報酬月額相違事案 例:給与額の誤りなど □標準賞与額相違事案 例:賞与額の誤り、賞与の支払記録の漏れなど
概　　要	
関 連 資 料	□賃金台帳　□源泉徴収簿　□出勤簿　□厚生年金基金加入員記録 □その他(　　)

【関連資料の補足説明】
※標準賞与額相違事案にあっては記入不要です。

◆給与の締め切り日:毎月____日

◆給 与 の 支 払 日:毎月____日

◆保険料控除方法(下記のいずれかに〇印を付けてください。)

- 当月控除(例:7月分の厚生年金保険料を7月支払給与から控除)
- 翌月控除(例:7月分の厚生年金保険料を8月支払給与から控除)

保険料控除を行った証明	別添「請求対象者一覧」に記載のとおり、請求者から保険料控除を行っていたことを証明します。 令和　　年　　月　　日 事業所所在地 事 業 所 名 称 事 業 主 氏 名

特例納付保険料の請求先	事業所所在地 事 業 所 名 称 事 業 主 氏 名 連　絡　先

様式第４号

年 金 証 書 等 添 付 不 能 理 由 書

下記の被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る保険給付又は未支給年金の受給権者であることを証する書類（遺族年金の年金証書等の写し）を添付できない理由について、以下のとおり申し立てます。

記

【死亡した被保険者又は被保険者であった者】

フ リ ガ ナ											
氏　　名											
基礎年金番号					ー						

【遺族年金の年金証書等の写しを添付できない理由】

該当する理由に✓ 印を付してください。

☐ 遺族年金等の裁定を受けたが、年金証書等を紛失したため

☐ 未支給年金の支給決定を受けたが、支給決定通知書を紛失したため

☐ その他（具体的な理由を記載してください。）

（　　）

令和　　年　　月　　日

厚 生 労 働 省 地 方 厚 生（ 支 ）局 長　　殿

請求者

住 所

氏 名

様式第5号

（訂正・不訂正決定をしようとする場合）

文　書　番　号

（元号）　年　月　日

〇〇地方年金記録訂正審議会

会長　〇〇　〇〇　様

〇〇厚生（支）局長

〇〇　〇〇　印

諮　問　書

（元号）〇年〇月〇日受付の〇〇〇〇から提出された訂正請求に対して、国民年金原簿（厚生年金保険原簿）の訂正をする旨（訂正をしない旨）の決定をすることについて、国民年金法第14条の4第3項（厚生年金保険法第28条の4第3項）の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

請求者名：

基礎年金番号：

生年月日：

住所：

処分案：本訂正請求の処分案に係る結論、請求の要旨等及び判断の理由については、別紙のとおり。

（訂正請求を却下しようとする場合）

文　書　番　号

（元号）　年　月　日

〇〇地方年金記録訂正審議会

会長　〇〇　〇〇　様

〇〇厚生（支）局長

〇〇　〇〇　印

諮　問　書

（元号）〇年〇月〇日受付の〇〇〇〇から提出された訂正請求に対して、訂正請求を却下することについて、下記のとおり諮問します。

記

請求者名：

基礎年金番号：

生年月日：

住所：

処分案：本訂正請求の処分案に係る結論、請求の要旨等及び判断の理由については、別紙のとおり。

厚生局受付番号 ： ○○(受)第 XXXXXXX 号
厚生局事案番号 ： (※1)

第1 結論

請求者の既存の年金記録に対し、厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等の訂正が必要であるかどうか、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(厚生年金特例法(※2)第1条第1項)に該当するかどうかについて記載する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) ： (被保険者等との関係)(※3)
基礎年金番号 ：
生年月日 ：
住所 ：

2 被保険者等の氏名等(※3)

氏名 ：
基礎年金番号 ：
生年月日 ：

3 請求内容の要旨

請求期間 ： (元号)○年○月○日から(元号)○年○月○日まで

(訂正請求の趣旨及びその理由を記載する。)

第3 判断の理由

請求者の請求内容に関して、収集した関連資料や周辺事情から認定した事実、推認できる事情等を踏まえ、既存の年金記録に対し訂正が必要な記録(厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等)について、「結論」のとおり判断した理由について記載する。

※1 厚生局事案番号は、諮問時は空白
※2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 131 号)
※3 請求者が被保険者等本人の場合は省略

注1　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）第28条の4第1項」

注2　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「法第28条の4第3項」

注3　処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

① 法務省の所在地を管轄する東京地方裁判所又は処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所（行政事件訴訟法第12条第1項）

② 関東信越厚生局千葉年金審査分室、東京年金審査分室及び神奈川年金審査分室が事案の処理に当たった場合は、各年金審査分室の所在地の地方裁判所（同条第3項）

③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（同条第4項）

様式第7号

文　書　番　号
（元号）〇年〇月〇日

〇 〇　〇 〇　様

厚生労働省〇〇厚生（支）局長　印

年 金 記 録 に 係 る 訂 正 決 定 通 知 書

（元号）　年　月　日（受付）に訂正請求のあった年金記録については、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）第14条の4第1項(注1)の規定により、訂正をする旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

厚生局事案番号	
請求期間	（元号）　年　月　日 ～ （元号）　年　月　日
訂正請求の趣旨	別添答申書（写）の「第2　請求の要旨等」の「2　請求内容の要旨」のとおり
訂正決定をする内容及び理由	〔訂正内容〕 別添答申書（写）の「第1　結論」のとおり 〔訂正理由〕 本件訂正請求については、法第14条の4第3項(注2)の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書（写）のとおり答申を得たので、訂正決定の理由として別添答申書（写）の「第3　判断の理由」を引用し、請求期間について訂正することと決定する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2　厚生労働省年金局事業管理課）に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、〇〇〇地方裁判所又は□□□地方裁判所(注3)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＜本件連絡先＞
厚生労働省〇〇厚生（支）局〇〇課
電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

注1　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）第28条の4第1項」

注2　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「法第28条の4第3項」

注3　処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

① 法務省の所在地を管轄する東京地方裁判所又は処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所（行政事件訴訟法第12条第1項）

② 関東信越厚生局千葉年金審査分室、東京年金審査分室及び神奈川年金審査分室が事案の処理に当たった場合は、各年金審査分室の所在地の地方裁判所（同条第3項）

③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（同条第4項）

様式第8号

文　書　番　号
（元号）〇年〇月〇日

〇 〇　〇 〇　様

厚生労働省〇〇厚生（支）局長　印

年金記録に係る不訂正決定通知書

（元号）　年　月　日（受付）に訂正請求のあった年金記録については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 14 条の4第2項(注1)の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

厚生局事案番号	
請求期間	（元号）　年　月　日 ～ （元号）　年　月　日
訂正請求の趣旨	別添答申書（写）の「第2　請求の要旨等」の「2　請求内容の要旨」のとおり
訂正をしないこととした理由	本件訂正請求については、法第14条の4第3項(注2)の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書（写）のとおり答申を得たので、訂正をしないこととした理由として別添答申書（写）の「第3　判断の理由」を引用し、請求期間について訂正をしないことと決定する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2　厚生労働省年金局事業管理課）に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、〇〇〇地方裁判所又は□□□地方裁判所(注3)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＜本件連絡先＞
厚生労働省〇〇厚生（支）局〇〇課
電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

注1　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）第28条の4第2項」

注2　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「法第28条の4第3項」

注3　処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

① 法務省の所在地を管轄する東京地方裁判所又は処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所（行政事件訴訟法第12条第1項）

② 関東信越厚生局千葉年金審査分室、東京年金審査分室及び神奈川年金審査分室が事案の処理に当たった場合は、各年金審査分室の所在地の地方裁判所（同条第3項）

③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（同条第4項）

様式第9号

文　書　番　号
（元号）〇年〇月〇日

〇 〇　〇 〇　様

厚生労働省〇〇厚生（支）局長　印

年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書

（元号）　年　月　日（受付）に訂正請求のあった年金記録については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 14 条の4第1項及び同条第2項(注1)の規定により、訂正をする旨の決定にあっては下記1のとおり、訂正をしない旨の決定にあっては下記2のとおり決定をしたので通知します。

記

厚生局事案番号	
請求期間	（元号）　年　月　日 ～ （元号）　年　月　日
訂正請求の趣旨	別添答申書（写）の「第2　請求の要旨等」の「2　請求内容の要旨」のとおり

1　訂正決定について

訂正決定する期間	（元号）　年　月　日 ～ （元号）　年　月　日
訂正決定をする内容及び理由	〔訂正内容〕 別添答申書（写）の「第1　結論」のとおり 〔訂正理由〕 本件訂正請求については、法第14条の4第3項(注2)の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書（写）のとおり答申を得たので、訂正決定の理由として別添答申書（写）の「第3　判断の理由」を引用し、上記の期間について訂正することと決定する。

2　不訂正決定について

不訂正決定する期間	（元号）　年　月　日 ～ （元号）　年　月　日
訂正をしないこととした理由	本件訂正請求については、法第14条の4第3項(注2)の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書（写）のとおり答申を得たので、訂正をしないこととした理由として別添答申書（写）の「第3　判断の理由」を引用し、上記の期間について訂正をしないことと決定する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣(〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省年金局事業管理課)に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、○○○地方裁判所又は□□□地方裁判所(注3)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＜本件連絡先＞
厚生労働省○○地方厚生(支)局○○課
電話　○○○－○○○－○○○○(内線○○○○)

注1　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）第28条の4第1項及び同条第2項」

注2　厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「法第28条の4第3項」

注3　処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

① 法務省の所在地を管轄する東京地方裁判所又は処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所（行政事件訴訟法第12条第1項）

② 関東信越厚生局千葉年金審査分室、東京年金審査分室及び神奈川年金審査分室が事案の処理に当たった場合は、各年金審査分室の所在地の地方裁判所（同条第3項）

③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（同条第4項）

様式第 10 号

文　書　番　号
（元号）〇年〇月〇日

〇 〇　〇 〇　様

厚生労働省〇〇厚生（支）局長　印

年金記録の訂正に係る却下通知書

（元号）　年　　月　　日（受付）に提出のあった年金記録の訂正請求については、請求を却下することと決定したので、行政手続法（平成5年法律第 88 号）第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

厚生局事案番号	
請　求　期　間	（元号）　年　　月　　日 ～（元号）　年　　月　　日
訂正請求の趣旨	（答申書の「第2　請求の要旨等」の「2　請求内容の要旨」を記載する。）
請求を却下する理由(注1)	■　（本件請求が該当する却下理由を記載する。） （　本件請求を却下理由に当てはめ、請求者の訂正請求が却下理由に該当することについて記載する。）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2　厚生労働省年金局事業管理課）に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、〇〇〇地方裁判所又は□□□地方裁判所(注2)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＜本件連絡先＞
厚生労働省〇〇厚生（支）局〇〇課
電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

注1　却下理由については、以下の①又は②を記載し（複数該当もあり得る）、当該事案に当てはめた説明を行う。

① 請求者が法定の請求者適格を有しないため

② 訂正請求の対象記録とならない事項の訂正を求めているため

注2　処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

① 法務省の所在地を管轄する東京地方裁判所又は処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所（行政事件訴訟法第12条第1項）

② 関東信越厚生局千葉年金審査分室、東京年金審査分室及び神奈川年金審査分室が事案の処理に当たった場合は、各年金審査分室の所在地の地方裁判所（同条第3項）

③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（同条第4項）

【参考資料】

○○○○発第○号
（元号）○年○月○日

○○厚生（支）局長
○○　○○　殿

○○地方年金記録訂正審議会
会長　　○○　○○　印

答　申　書

（元号）○年○月○日○○○○発第○号をもって諮問のあった処分案について、下記のとおり答申する。

記

上記諮問に係る請求事案については、別添の通り決定することが妥当である。

以上

厚生局受付番号 ： ○○(受)第 XXXXXXX 号
厚生局事案番号 ： ○○(○)第 XXXXXXX 号

第1 結論

請求者の既存の年金記録に対し、厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等の訂正が必要であるかどうか、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(厚生年金特例法(※1)第1条第1項)に該当するかどうかについて記載する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) ： (被保険者等との関係)(※2)
基礎年金番号 ：
生年月日 ：
住所 ：

2 被保険者等の氏名等(※2)

氏名 ：
基礎年金番号 ：
生年月日 ：

3 請求内容の要旨

請求期間 ： (元号)○年○月○日から(元号)○年○月○日まで

(訂正請求の趣旨及びその理由を記載する。)

第3 判断の理由

請求者の請求内容に関して、収集した関連資料や周辺事情から認定した事実、推認できる事情等を踏まえ、既存の年金記録に対し訂正が必要な記録(厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等)について、「結論」のとおり判断した理由について記載する。

※1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 131 号)

※2 請求者が被保険者等本人の場合は省略